

福井県暴力団排除条例施行規則

平成22年12月24日
福井県公安委員会規則第5号

改正

平成28年5月31日公委規則第5号 平成28年8月19日公委規則第7号 平成30年3月22日公委規則第3号
令和2年12月15日公委規則第7号

福井県暴力団排除条例施行規則を公布する。

福井県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設または運営を禁止する区域の基準となる施設)

第2条 条例第13条第1項第9号に規定する公安委員会規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。

(中止命令の方法)

第2条の2 条例第13条の2の規定による命令は、中止命令書（別記様式第1号）により行うものとする。

(公益事業者)

第3条 条例第20条第1項に規定する公安委員会規則で定める公益事業者は、次に掲げる事業者とする。

- 一 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者であつて、かつ、同条第6項に規定する一般ガス導管事業者である者（地方公共団体を除く。）
- 二 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号に規定する発電事業者のうち、その事業の用に供する発電用の電気工作物の出力の合計が200万キロワット以上のもの
- 三 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を営業者であつて、同法第3条の許可を受けた者
- 四 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社
- 五 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）に規定する独立行政法人日本原子力研究開発機構

(調査の手續)

第4条 福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第24条第1項または第2項の規定により説明または資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（別記様式第1号の2）により行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。
- 3 条例第24条第1項または第2項の規定により説明または資料の提出を求められた者は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（別記様式第2号）を提出するものとする。
- 4 公安委員会は、条例第24条第1項または第2項の規定により説明または資料の提出を求めるときは、前項の説明・資料提出書の提出期限の日または口頭による説明期日までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 5 公安委員会は、説明または資料の提出を求められた者が正当な理由なく、提出期限までに第3項の説明・資料提出書の提出をせず、または口頭による説明期日に出頭しない場合は、説明または資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

（口頭による説明の聴取）

第5条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による説明を求めたときは、福井県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

- 2 条例第24条第1項または第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（別記様式第3号）により口頭による説明の日時または場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出によりまたは職権で、口頭による説明の日時または場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により説明の日時もしくは場所の変更をしたときまたは第2項の規定による申出を受けた場合で説明の日時および場所の変更をしなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書（別記様式第4号）により口頭による説明を求めた者に通知しなければならない。

（立入検査）

第5条の2 条例第24条第2項の規定による立入検査は、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、同項の規定による説明または資料の提出によってはその目的を達することができないときに行うものとする。

- 一 条例第13条第2項の規定に違反する行為が行われていると認める場合であって、当該違反行為に係る事実を確認することが必要であるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特に立入検査を行う必要があると認められるとき。

- 2 条例第24条第3項の証明書の様式は、別記様式第4号の2のとおりとする。

（勧告の方法）

第6条 条例第25条に規定する勧告は、勧告書（別記様式第5号）により行うものとする。

（公表の方法）

第7条 条例第26条第1項に規定する公表は、福井県報への登載およびインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第26条第1項の規定により公安委員会が公表をしようとする者（以下「当事者」という。）の氏名および住所（法人にあつては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）ならびに公表の原因となる事実とする。

（意見を述べる機会の付与）

第8条 公安委員会は、条例第26条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見の聴取通知書（別記様式第六号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知するものとする。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（別記様式第7号）の提出を求めるものとする。

4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

5 公安委員会は、第1項の規定により通知を行うときは、第3項の申述書の提出期限の日または口頭による意見の聴取期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

6 公安委員会は、当事者が正当な理由なく、提出期限までに第3項の申述書の提出をせず、または口頭による意見の聴取期日に出頭しない場合は、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

（口頭による意見の聴取）

第9条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、本部長が指定する警察職員に意見を聴取させることができる。

2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（別記様式第8号）により意見の聴取の日時または場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出によりまたは職権で、口頭による意見の聴取の日時または場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により意見の聴取の日時もしくは場所の変更をしたときまたは第2項の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時および場所の変更をしなかったときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書（別記様式第9号）により当事者に通知しなければならない。

（代理人の選任等）

第10条 条例第24条第1項または第2項の規定により説明もしくは資料の提出を求められた者または条例第26条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者等のために、説明もしくは資料の提出または意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者等は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（別記様式第10号）を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記様式第11号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年公安委員会規則第5号)

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年公安委員会規則第7号)

この規則は、平成28年8月19日から施行する

附 則 (平成30年公安委員会規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年公安委員会規則第7号)

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

別表

名称	所在地
独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立若狭湾青少年自然の家	小浜市田島区大浜
福井県立芦原青年の家	あわら市北潟第153号227番地
福井県立鯖江青年の家	鯖江市上野田町第19号1番地
福井県立三方青年の家	三方上中郡若狭町鳥浜第122号27番地の1
福井県立奥越高原青少年自然の家	大野市南六呂師第169号8番地
福井市少年自然の家	福井市脇三ヶ町第66号2番地10
敦賀市立少年自然の家	敦賀市野坂80号15番地
大野市青少年教育センター	大野市中野第57号6番地の1
越前市青年センター	越前市高瀬2丁目8番23号

別記様式第1号（第2条の2関係）

中止命令書

第 号
年 月 日

様

福井県公安委員会



命令を受ける者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	命令に係る暴力団事務所 の所在地	

上記の者に対し、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第13条の2の規定により、次のとおり命令します。

命令の内容	
-------	--

命令をする理由	
---------	--

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起することができます。この場合において、福井県を代表する者は福井県公安委員会となります（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 1の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（表）

説明・資料提出要求書	
第 号 年 月 日	
様	
福井県公安委員会 印	
福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第24条 第1項 の規定によ り、次のとおり説明または資料の提出を求めます。 第2項	
説明または資料の 提出を求める理由	
説明または資料の提出期限	年 月 日まで
説明または提出資料の内容	
備 考	
説明または資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- 注 1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨ならびに出頭すべき日時および場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 不要の文字は、二重線で消去すること。

(裏)

説明または資料の提出に際しての注意事項

1 福井県暴力団排除条例第24条第1項の規定により、説明または資料の提出を求められた場合で、正当な理由がなく説明または資料の提出を拒んだときは、福井県暴力団排除条例第26条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

また、福井県暴力団排除条例第24条第2項の規定により、説明または資料の提出を求められた場合で、あなたが説明をせず、もしくは資料の提出をせず、または虚偽の説明をし、もしくは虚偽の資料を提出したときは、福井県暴力団排除条例第29条第2項の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあるほか、調査の目的が十分に達成できない場合には、立入検査を実施することがあります。

2 説明・資料提出書（別記様式第2号）には、この説明・資料提出要求書の番号および日付、あなたの住所および氏名ならびに説明または提出資料の内容を記載して提出してください。

なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書（別記様式第2号）の提出は必要ありません。

3 提出期限までに説明・資料提出書（別記様式第2号）の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。

4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、説明日時等変更申出書（別記様式第3号）により、説明の日時または場所の変更を申し出ることができます。

5 説明または資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、この説明・資料提出要求書の番号および日付、代理人の住所および氏名ならびに当該代理人に説明または資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書（別記様式第10号）を提出してください。

6 あなたまたはあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

別記様式第2号（第4条関係）

説明・資料提出書

年 月 日

福井県公安委員会 様

住所

氏名

福井県暴力団排除条例施行規則（平成22年福井県公安委員会規則第5号）第4条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の番号および日付	第 号 年 月 日
説明または提出資料の内容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第3号（第5条関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

福井県公安委員会 様

住所

氏名

福井県暴力団排除条例施行規則（平成22年福井県公安委員会規則第5号）第5条第2項の規定により、次のとおり説明の日時または場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号および日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			

注 変更希望欄には、変更を希望する項目についてのみ記入すること。

別記様式第4号（第5条関係）

説明日時等決定通知書

第 号
年 月 日

様

福井県公安委員会 印

福井県暴力団排除条例施行規則（平成22年福井県公安委員会規則第5号）第5条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料提出要求書の番号および日付	第 号 年 月 日
--------------------	--------------

説明の日時または場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	

説明の日時および場所の不変更決定

説明の日時および場所 を変更しない理由	
------------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

別記様式第4号の2（第5条の2関係）

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	官 職 氏 名	
上記の者は、福井県暴力団排除条例第24条第2項の規定による 立入検査に従事する警察職員であることを証明する。		
年 月 日	福井県公安委員会	印

54.0

85.6

(裏)

福井県暴力団排除条例（抜粋）

(調査及び立入り)

第24条（略）

2 公安委員会は、第13条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明もしくは資料の提出を求め、または警察職員に住居地域等内の建物に立ち入り、物件を検査させ、もしくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第29条（略）

2 第24条第2項の規定に違反して説明をせず、もしくは資料を提出せず、もしくは同項の説明もしくは資料の提出について虚偽の説明をし、もしくは虚偽の資料を提出し、または同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同条の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

勸告書

第 号
年 月 日

様

福井県公安委員会 印

福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第25条の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の原因となる事実	
勸告の内容	

この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、福井県暴力団排除条例第26条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

注 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

（表）

意見の聴取通知書	
第 号 年 月 日	
様	
福井県公安委員会 印	
<p>福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第26条第2項の規定により、意見の聴取を行いますので、福井県暴力団排除条例施行規則（平成22年福井県公安委員会規則第5号）第8条第1項の規定により通知します。</p>	
予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備 考	
<p>意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。</p>	

- 注 1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨ならびに出頭すべき日時および場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、この意見の聴取通知書の番号および日付、あなたの住所および氏名ならびに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書（別記様式第7号）の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書（別記様式第7号）の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、意見の聴取日時等変更申出書（別記様式第8号）により、意見の聴取の日時または場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見を述べるに際しては、あなたに代わって代理人を選任できますので、この意見の聴取通知書の番号および日付、代理人の住所および氏名ならびに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書（別記様式第10号）を提出してください。
- 6 あなたまたはあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

別記様式第7号（第8条関係）

申 述 書

年 月 日

福井県公安委員会 様

住 所

氏 名

福井県暴力団排除条例施行規則（平成22年福井県公安委員会規則第5号）第8条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知書の番号および日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事実の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第8号（第9条関係）

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

福井県公安委員会 様

住 所

氏 名

福井県暴力団排除条例施行規則（平成22年福井県公安委員会規則第5号）第9条第2項の規定により、次のとおり意見の聴取の日時または場所の変更を申し出ます。

意見の聴取通知書の番号および日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			


注 変更希望欄には、変更を希望する項目についてのみ記入すること。

別記様式第9号（第9条関係）

意見の聴取日時等決定通知書

第 号
年 月 日

様

福井県公安委員会 

福井県暴力団排除条例施行規則（平成22年福井県公安委員会規則第5号）第9条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の聴取通知書の番号および日付	第 号 年 月 日
------------------	--------------

意見の聴取の日時または場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	

意見の聴取の日時および場所の不変更決定

意見の聴取の日時および場所を変更しない理由	
-----------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

別記様式第10号（第10条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

福井県公安委員会 様

住 所

氏 名

私は、福井県暴力団排除条例施行規則（平成 22 年福井県公安委員会規則第 5 号）第 10 条第 1 項の規定により、次の者を代理人として選任し
に 説明または資料の提出
意 見 の 聴 取
関する一切の行為をすることを委任します。

説明・資料提出要求書 または意見の聴取通知書 の番号および日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者との関係	

注 不要の文字は、二重線で消去すること。

代理人資格喪失届出書

年 月 日

福井県公安委員会 様

住 所

氏 名

私の代理人は、その資格を失ったので福井県暴力団排除条例施行規則（平成 22 年福井県公安委員会規則第 5 号）第 10 条第 4 項の規定により届け出ます。

説明・資料提出要求書 または意見の聴取通知書 の番号および日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	